

【宛先】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

【氏名】 国際環境 NGO FoE Japan くらしとまちづくりプログラム

脱・使い捨て社会プロジェクト（団体として） 担当：瀬口 亮子

【住所】 東京都豊島区目白3-17-24 2F

【電話番号】 03-3951-1081

【FAX 番号】 03-3951-1084

【メールアドレス】 tsukaisutezero@foejapan.org

【意見内容】

(1) 実施に対する評価

- 指定4品目に関してある程度リサイクルが促進されたことは評価できる。
- 対象品目、回収・支払い方法等について、以下に挙げるような問題点があり、抜本的に改正する必要がある。

(2) 問題点・改善すべき点

- 1) 対象品目が家電製品のごく一部に限られている。現在の対象はテレビ（ブラウン管型）、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの4品目だが、これ以外の多くの家電が廃棄される際に環境問題を引き起こしている。
- 2) 不法投棄等、国内の資源循環の仕組みに乗っていない廃家電が増加している。
- 3) 日本から廃家電が輸出され、海外で環境問題を引き起こすおそれが生じている。
- 4) 長持ち、修理、再使用の観点が抜け落ちている。

(3) 問題点の原因

i) 制度設計の不備等に起因するもの

- 法2条4項の定める「特定家庭用機器」の定義が厳格過ぎる。すなわち、同項1号から4号の全てに該当する場合のみにしか、政令での指定対象機器となりえず、結果的に、トラックによる配送が必要な大型家電のみに対象が限定されている。
- 収集運搬・リサイクル費用の支払い方法が、消費者が家電を廃棄する際の後払いとなっており、この排出時の金銭的負担が、消費者が適正に排出をすることへの妨げとなっている。
- 買い替えでなく、単純に廃棄する家電については、小売業者に引き取り義務がなく、市町村もその収集に積極的ではないため、適正処理が促されていない。
- 耐久性の向上と修理の実施について、製造事業者等の責務となっているのみで、法の目的や基本方針としては定められていない。

ii) 制度以外に起因するもの

- 途上国（特に中国）において素材需要が非常に高まっている。

(4) 解決策・改善策のアイデア

- 法2条4項の「特定家庭用機器」の定義を緩和する。具体的には、同項4号から「配達による」円滑な収集の要件を削除する、もしくは、同項4号を満たさなくても、政令で指定できるものとする。その上で、店頭回収しやすい家電についても「特定家庭用機器」として指定する。
- 収集運搬・リサイクル費用の支払い方法を、製品価格への内部化方式に見直す。そうすることにより、企業がリサイクルしやすい製品設計をした場合に、直接製品の価格にその成果を反映でき、より環境負荷の低い製品設計が促される。
- 買い替えでなく、単純に廃棄される家電については、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村も補助的に収集義務を負うことを明確化する。

- 中古品の輸出と偽ったスクラップの輸出がなされていないか、水際対策の強化をする。
- 中古品として輸出され、海外で使用された家電が、現地でも最終的に適正処理がなされるように、リサイクルのための技術供与を行う。
- 法の目的及び基本方針に、3Rの順位に従い、リサイクルだけでなく、より壊れにくく修理もしやすい製品作りを行い、進んで再使用することを盛り込む。
- 町の小規模小売業者を活用するなどして、身近に修理サービスを受けられる環境を整備し、消費者が製品を長期使用することを促す。

(5) その他

- パソコンについては、資源有効利用促進法の下でリサイクルが行われることとなっているが、実際には家電4品目と比べ、回収・リサイクルが促進されたとは言い難い。パソコン機器の資源価値、販売方法、消費者意識を勘案すると、パソコンのリサイクルも(4)に挙げたような改善を行った家電リサイクル法の仕組みの下に統合し、本法の通称も「電気電子機器リサイクル法」と改めるべき。